

安曇野市Uターン

就業・創業移住 支援事業補助金

補助額

単身
60
万円

世帯
100
万円

子ども加算
100
万円

※子ども1人につき

移住元の地域

東京圏※(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)・愛知県・大阪府

※一部地域を除く

以下、「三大都市圏」といいます。

主な支給要件

…申請希望者は、**全て**満たす必要があります。

移住元

- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、三大都市圏に在住し、かつ、就労※していたこと
※企業等に雇用されていた方については、雇用保険の被保険者としての就労に限ります(以下同様)。
※三大都市圏に在住し、三大都市圏の大学等に通学し、三大都市圏の企業等に就職した場合、大学等への通学期間も5年間の就労期間に通算できます。
- 住民票を移す直前、1年間以上連続して、三大都市圏に在住し、かつ、就労※していたこと
※この場合の就労期間の起算日は、住民票を移した日の3か月前まで遡れます(在住期間は遡れません)。
※この場合の就労期間は、3か月以内の空白期間であれば「連続」とみなします(在住期間の空白は認められません)。

移住先

- 転入後1年以内に、移住支援金の交付申請をすること
- 安曇野市に、移住支援金の交付申請をした日から5年以上継続して居住する意があること
※5年以内に転出した場合、移住支援金を返還していただく場合があります。

その他

- 暴力団等の反社会的勢力でないこと または 反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- 日本人または外国人※であること
※永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは特別永住者の、いずれかの在留資格を有する者に限ります
- 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと
- 市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者ではないこと

◆ **世帯の要件** …**世帯での申請**や**子育て世帯加算の申請**をする場合は、以下の要件を満たす必要があります。

世帯

- 世帯員が、移住元において同一世帯※に属していたこと
- 世帯員が、交付申請時において同一世帯※に属していること ※住民票上で同一世帯である必要があります。
- 世帯員全員が、交付申請時、転入後1年以内であること
- 世帯員全員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと または 反社会的勢力と関係を有する者でないこと

加算

- 令和7年4月1日時点で、18歳未満である世帯員を帯同して転入したこと
- 当該18歳未満の世帯員が、上記 **世帯** の要件を全て満たす者であること

就業・創業の要件 … 2P・3Pで詳細確認！

1

マッチングサイト
経由の就業

2

専門人材として就業

3

テレワーカー
(転職なき移住)

4

関係人口として就業

5

創業支援金の
交付決定者



注意事項

- 1月中旬を目処に申請を締め切ります。
1～3月転入の方はご注意ください。
- 上記要件を確認の上、転入前または申請前に右記まで必ずご相談ください。

【お問い合わせ】

安曇野市 移住定住推進課 移住定住推進係

〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000

iju-teiju@city.azumino.nagano.jp

0263-71-2081



就業・創業の要件

…移住後の仕事に関する要件で、次のいずれかに該当する必要があります。

- 1 マatchingサイト
経由の就業
- 2 専門人材として就業
- 3 テレワーカー
(転職なき移住)
- 4 関係人口として就業
- 5 創業支援金の
交付決定者

1 マatchingサイト経由の就業

- ☐ 求人への応募日が、Matchingサイトに求人情報が掲載された日以降である
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している
- ☐ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思がある
- ☐ 転職、出向等でなく、新規の雇用である



Matchingサイトはこちらから▷

長野県 Matchingサイト



Matchingサイトとは？

長野県が運営する
「長野県移住支援金対象求人情報サイト」

Matchingサイトには、主に右の要件を満たす
長野県内の企業等のうち、登録申請のあったものの求人情報、企業情報を掲載。

- ☐ 官公庁でないこと
- ☐ 資本金が10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと
- ☐ みなし大企業でないこと
- ☐ 事業所所在地が長野県内にあること
- ☐ 本店所在地が東京圏でないこと
- ☐ 雇用保険の適用事業主であること など

2 専門人材として就業

- ☐ 「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材Matching事業」により長野県内で就業したこと
- ☐ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- ☐ 転職、出向等でなく、新規の雇用であること
- ☐ 目的達成後の解散を前提としたプロジェクトへの参加など、離職することが前提でないこと

◆ プロフェッショナル人材事業

「長野県プロフェッショナル人材戦略拠点」で
企業ニーズと、専門的な技術や知識を持つ人
材とのMatchingをサポート。

▷長野県プロフェッショナル人材戦略拠点HP



◆ 先導的人材Matching事業

地域の金融機関等が、企業の人材ニーズと
経営人材等をMatching。

▷ 先導的人材Matching事業HP



3 テレワーカー（転職なき移住）

- ☐ 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思で移住したこと
- ☐ 移住先を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと
- ☐ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施
- ☐ 所属先企業等からデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））またはその前歴事業を活用した取組の中で資金提供を受けていないこと

※ テレワークの様態は様々であるため、個別の状況をお伺いすることがあります。

※勤務先（三大都市圏）への出社日数が、年間勤務日数の1/5以上の場合、テレワーカーとして認められません。

テレワークの定義って？

「情報通信技術（ICT）を活用した、時間や場所を有効に活用
できる柔軟な働き方」のこと。働く場所で分けると「在宅勤
務」「モバイル勤務」「サテライトオフィス勤務」があります。
また、就労形態によって「雇用型テレワーク」と「自営型テ
レワーク」に分類できます。

▷テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）



デジタル田園都市国家構想交付金

（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））とは？

地方公共団体が、サテライトオフィスを整備・運営したり、民間
のサテライトオフィス施設の開設・運営を支援したり、区域外の
企業にサテライトオフィス利用を促進したりする事業。

▷内閣府地方創生推進室HP



4 関係人口として就業

住民票を移す前から安曇野市とのつながりを持っている方を「関係人口」といいます。関係人口に該当した上で、要件を満たす就業・従事することで申請ができます。

関係人口で申請する場合、この青枠内は全員が該当する必要があります。

【関係人口要件】

- ☐ 移住支援金における「関係人口」の要件（以下のいずれか）に該当すること
 - ・ 安曇野市に通学、通勤または居住をしたことがある者
 - ・ 安曇野市で2年以上ふるさと納税をしたことがある者
 - ・ 安曇野市で二地域居住をしたことがある者（住居の売買契約、賃貸借契約等）
 - ・ 安曇野市の移住施策（対面個別相談等）に参画したことがある者

【就業・従事共通要件】

- ☐ 週20時間以上就労または従事をし、移住支援金の申請日において、当該企業等に在職していること
- ☐ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有していること

【就業のみ該当要件】

- ☐ 就業先が、「マッチングサイトへの掲載要件を満たす企業」または「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業
※ 上記企業には、法人としての農林水産業及び家業への就業を含みます。
- ☐ 無期雇用契約に基づいて企業などに就労していること
- ☐ 勤務地が、東京圏以外であること
- ☐ 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること

認証企業はこちらから検索できます。

▶ [ながのけん社員応援企業のさいと](#)



【従事（農林水産業・家業）のみ該当要件】

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 農林水産業
農林水産業に従事し、次の<u>いずれか</u>に該当する者☐ 勤務地の変更ではなく、新規の雇用として週20時間以上の期限の定めのない雇用契約に基づいて農林水産業に従事している者☐ 申請日までに、安曇野市の農業経営指標に示す面積規模の農地を市内に取得し、営農する者☐ 就農支援金の交付決定を受けてから1年以内の者 | <ul style="list-style-type: none">○ 家業
市内を就業地とし、3親等以内の親族が代表または取締役を務める家業（農林水産業を除く）に週20時間以上従事し、次の<u>いずれか</u>に該当する者☐ 勤務地の変更ではなく、新規の雇用として期限の定めのない雇用契約に基づいて家業に就業している者☐ 家業の事業専従者または役員として報酬を受け従事する者☐ 家業を継承し、従事する者 |
|---|--|

5 創業支援金の交付決定者

- ☐ 移住支援金の交付申請時、創業支援金の交付決定から1年以内であること

創業支援金（ソーシャルビジネス創業支援金）とは？

長野県の経済を担う次世代産業を創出するため、**地域の課題をビジネスの手法で解決するソーシャルイノベーションによる創業者等**を支援。支援金交付対象者には、長野県産業振興機構の伴走支援員が事業のフォローアップを行います。

◇ 創業支援金の対象（主な要件）

- ☐ 長野県内で創業し、以下のいずれかの分野で地域課題解決に資する社会的事業を行うこと
地域活性化/ 過疎地対策/ 買い物弱者支援/ 地域交通支援/ 子育て支援/
環境エネルギー関連/ 社会福祉関連/ 困難を有する若者への教育・就業支援等
- ☐ 長野県内に居住していること または 創業支援金の補助対象期間完了日までに長野県への居住を予定していること
- ☐ 令和7年4月1日～令和8年1月31日までに、創業、事業承継または第二創業を行いその代表になること
- ☐ 起業家等を含む外部審査会（書類及び面談）で採択されること

◇ 支援金額 上限200万円（補助率1/2）

▷ 「ソーシャル・ビジネス創業支援金について（長野県地域課題解決型創業支援事業）」



準備が必要な証明書類の例

…以下は一例です。詳細はお問い合わせください。

写真付き身分証明書	☐ 顔写真入りの身分証明書の写し（運転免許証、個人番号カード等）
移住支援金の振込先を確認できる書類	☐ 預金通帳の写し、キャッシュカードの写し 等 ※口座名義は申請者本人のものであること
申請様式等（市指定様式）	☐ 移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号） ☐ 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第1号の2） ☐ 移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第1号の3）
移住元での通算5年以上 及び 移住直前連続1年間の在住の証明書類	☐ 戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の除票の写し 等 ※ 申請者本人について、移住元での在住期間や移住先への 転入日を確認できること。
移住後の就業の状況を確認できる書類 （市指定様式）	☐ 就業先企業等が交付した就業証明書 （様式第2号(その1)マッチングサイト・専門人材・(その2)テレワーク） * 以下、自営型テレワーカー、関係人口区分の農林水産業・家業枠のみ ☐ 就業時間の証明書（様式第2号の3）
関係人口区分で必要な書類	* 以下、関係人口区分の申請者全員必要 ☐ 申請者自身が関係人口であると客観的に認められる書類 ☐ 要件証明書（様式第2号の2） * 以下、農林水産業・家業で必要になる書類（一例） ☐ 就農支援金の交付決定通知の写し等 ☐ 3親等以内の親族である証明、確定申告書の写し等
創業の状況を確認できる書類	☐ 創業支援金の交付決定通知の写し
2人以上の世帯で移住したことの証明書類 ※「世帯」区分「子育て加算」で 申請する場合	☐ 戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の除票の写し 等 ※ 世帯員について、移住元及び移住先において申請者本人と 同一世帯であること及び移住先への転入日が確認できること ※ 18歳未満の帯同者の人数及び年齢（生年月日）が確認できること
移住元での通算5年以上 及び 移住直前 連続1年間の就労の証明書類	
雇用保険の被保険者として就労していた ことの証明書類 ※ 企業等に雇用されていた場合	☐ 就業先企業等の退職証明書、在籍証明書 等 ※ 移住元での就業先企業等や勤務地、就労期間等が確認できること ☐ 離職票、雇用保険の被保険者証、雇用保険加入履歴の証明 等 ※ 雇用保険の被保険者であった（ある）こと及び その期間を確認できること
事業を営んでいたことの証明書類 ※ 法人経営者または個人事業主で あった場合	☐ 法人登記簿謄本、開業届（控え）、開業届出済証明書 等 ※ 移住元での事業所所在地を確認できること ☐ 個人事業等の納税証明書・確定申告書（控え）等 ※ 移住元での事業所開設期間を確認できること
大学等に通学していたことの証明書類 ※ 通算5年の就労期間に通学期間を 通算する場合	☐ 卒業証明書等 ※ 在学期間や卒業校の所在地を確認できること
その他	☐ 県・市町村が必要と認めた書類

返還規定について

…以下の要件に該当した場合、補助金の返還を求めます。

- ・ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- ・ 創業支援金・就農支援金の交付決定を取り消された場合
- ・ 補助金の申請日から5年以内に市外へ転出した場合
- ・ 補助金の申請日から5年以内に、申請時の職から転職・退職した場合
※申請日から3年未満の退職・転職は全額、5年以内は半額の返還です。